

「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づく 事業所からの報告結果について

「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」第7第1項に基づき、特定荷主等及び特定旅行業者から報告のあった平成29年度における「非適合車不使用の要請状況」及び「非適合車の確認状況」については以下のとおりです。

1 報告対象期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

2 報告のあった特定荷主等及び特定旅行業者数

平成30年11月19日現在で、656事業所の特定荷主等及び特定旅行業者から愛知県知事、名古屋市長及び岡崎市長あてに報告があり、うち655事業所（報告を行った事業所の99.8%）が、貨物運送事業者等に対し車種規制非適合車の不使用の要請を行っておりました。

表1 報告のあった特定荷主等及び特定旅行業者数

	平成29年度	参考		
		平成28年度	平成27年度	平成26年度
報告のあった事業所数	656	658	672	676
うち要請を行った事業所数	655 (99.8%)	658 (100%)	669 (99.6%)	676 (100%)

3 報告結果

(1) 車種規制非適合車不使用の要請状況

車種規制非適合車不使用の要請方法は、文書・チラシによる依頼が最も多く377件（要請を行った事業所の58%）で、以下、契約書への記載68件（同10%）、看板の設置44件（同7%）、その他264件（同40%）となっています。

表2 要請事業所数（括弧内は要請を行った事業所に占める構成比）

非適合車不使用の 要請方法（複数回答）	平成29年度	参考		
		平成28年度	平成27年度	平成26年度
要請を行った事業所数	655	658	669	676
文書・チラシによる依頼	377 (58%)	371 (56%)	390 (58%)	394 (58%)
契約書への記載	68 (10%)	74 (11%)	77 (12%)	78 (12%)
看板の設置	44 (7%)	49 (7%)	57 (9%)	58 (9%)
その他	264 (40%)	252 (38%)	249 (37%)	252 (37%)

注1 その他の要請方法：ドライバーへの要請、入構車両届出時での要請、運送業者との連絡会議での要請、説明会の実施など

注2 複数回答があるため、要請を行った事業所数と各要請方法の事業所数の合計は一致せず、また、構成比の計は100%にならない。

(2) 車種規制非適合車の確認状況

報告のあった656事業所のうち、652事業所（報告を行った事業所の99.4%）が、貨物運送事業者等が使用する非適合車の確認を行っていました。

ア 車種規制非適合車の確認台数及び割合

車種規制非適合車の確認を行った 652 事業所による確認総台数は 559,911 台であり、そのうち 4,061 台が車種規制非適合車で、その割合は 0.7% でした。

表 3 車種規制非適合車の確認台数及び確認総台数に対する割合

	平成 29 年度	参考		
		平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
確認を行った事業所数	652	657	669	672
確認総台数(台)	559,911	486,960	496,390	572,475
非適合車の台数(台)	4,061	8,602	9,956	18,818
非適合車の割合(%)	0.7	1.8	2.0	3.3

イ 車種規制非適合車の割合別事業所数

車種規制非適合車の確認を行った 652 事業所のうち、477 事業所で車種規制非適合車の使用が確認されませんでした。その構成比は 73% でした。

表 4 車種規制非適合車の割合別事業所（括弧内は確認を行った事業所に占める構成比）

非適合車の割合	平成 29 年度	参考		
		平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
確認を行った事業所数	652	657	669	672
非適合車なし	477 (73%)	467 (71%)	458 (68%)	432 (64%)
～5%以下	139 (21%)	137 (21%)	126 (19%)	156 (23%)
5%～10%以下	19 (3%)	19 (3%)	38 (6%)	20 (3%)
10%～	17 (3%)	34 (5%)	47 (7%)	64 (10%)

また、車種規制非適合車の確認方法については、以下のとおりでした。

表 5 確認事業所数（括弧内は確認を行った事業所に占める構成比）

非適合車の確認方法 (複数回答)	平成 29 年度	参考		
		平成 28 年度	平成 27 年度	平成 26 年度
確認を行った事業所数	652	657	669	672
適合車ステッカーによる確認	352 (54%)	349 (53%)	354 (53%)	369 (55%)
使用車両の事前届出・登録による確認	286 (44%)	283 (43%)	287 (43%)	285 (42%)
その他	246 (38%)	238 (36%)	240 (36%)	238 (35%)

注 1 その他の確認方法：ドライバーへの聴き取り、車検証での確認、アンケート調査など

注 2 複数回答があるため、確認を行った事業所数と各確認方法の事業所数の合計は一致せず、また、構成比の計は 100% にならない。

4 今後の対応

県は、特定荷主等及び特定旅行業者に対し、今後さらに車種規制非適合車の不使用の要請を徹底するよう指導し、車種規制非適合車の使用が確認されなかった事業所の構成比が 73% から増加するよう努めます。